

## 事業主のみなさまへ

# ～給与支払報告書(平成19年分)の提出について～

前年中に、給与・賞与等の支払いをした事業所は、受給者が1月1日現在で居住している市町村に給与支払報告書を提出していただくことになっています。お早めの提出をお願いします。

- 提出期限 1月31日(木)
- 「総括表」と「個人別明細書②」を一緒に提出してください。
- 特別徴収と普通徴収の間に仕切紙などを入れるか、個人別明細書摘要欄に徴収区分を記載するなどして分けてください。
- 新たに特別徴収を希望する場合は、右下の「19年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「**特別徴収希望**」と記載してください。
- 提出・問合せ先 仙北市役所税務課 TEL(43)1117

## 平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年申告が必要です

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方は、税源移譲により、平成19年以降の所得税額が減少したため、所得税から控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税から控除しきれなかった額は、翌年度の個人住民税(所得割)から減額できます。

### ○確定申告を行わない給与所得者の場合(仙北市役所税務課へ提出)

「市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(給与収入のみ有しており確定申告書を提出しない納税者用)」に年末調整済みの源泉徴収票を添付

### ○確定申告を行う納税者の場合(大曲税務署又は仙北市役所税務課へ提出)

「市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告書を提出する納税者用)」

☆いずれも市内の申告相談において受付できます。

## 住民税の損害保険料控除が廃止され 地震保険料控除が創設されました

**対象:**住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約について従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険料がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

※控除を受けるには、保険会社から発行される控除証明書が必要です。